

大学共同利用機関法人自然科学研究機構公益通報者の保護に関する規程

平成18年3月30日

自機規程第 63 号

(趣旨)

第1条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）における公益通報者の保護については、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）その他の法令及び機構の定めるところによるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 公益通報 法第2条第1項に規定する公益通報をいう。
- 二 機関等 大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号）第2条第1項に掲げる大学共同利用機関、第2条の2第1項に規定する機構直轄の研究施設及び第3条に規定する機構の組織並びに第50条に規定する岡崎3機関共通の研究施設及び組織等をいう。
- 三 通報対象事実 法第2条第3項に規定する通報対象事実をいう。
- 四 役職員等 職種、勤務形態、雇用契約の有無等にかかわらず、機構において業務に従事する者（公益通報の日前1年以内に退職した者を含む。）をいう。

(公益通報業務の統括)

第3条 機構長は、公益通報に関する業務を統括する。

- 2 機構長は、公益通報に関する業務を担当する理事（以下「公益通報担当理事」という。）を指名するものとする。

(公益通報等窓口)

第4条 機関等に、役職員等及び外部からの公益通報及び公益通報に関する相談（以下「公益通報等」という。）を受け付けるための窓口（以下「公益通報等窓口」という。）を置く。

- 2 公益通報等窓口は、別表及び機構が契約する第三者機関とする。
- 3 事務局に置かれる公益通報等窓口は、第1項に定めるもののほか、機構における公益通報等に係る事務について、必要な連絡調整を行う。

(公益通報対応業務従事者)

第4条の2 機構長は、公益通報等の受付、調査その他公益通報等の処理に従事させるため、別表の公益通報等窓口の欄に掲げる組織の長及び担当係の欄に掲げる組織の職員並びに機構が契約する第三者機関の担当者を公益通報対応業務従事者に指定

する。

- 2 機構長は、前項の指定のほか、公益通報等の内容に応じて公益通報対応業務従事者を別に指定することができる。

(公益通報対応業務従事者の責務)

第5条 公益通報対応業務従事者は、公益通報等に関する秘密を漏らしてはならない。公益通報対応業務従事者でなくなった後も同様とする。

- 2 公益通報対応業務従事者は、通報者及び相談者（以下「通報者等」という。）との連絡、通報に係る調査その他通報等の処理に当たっては、通報者等に係る個人情報保護に十分に配慮しなければならない。

(範囲外共有)

第5条の2 役職員等は、通報者等を特定させる事項を必要最小限の範囲を超えて共有する行為（以下「範囲外共有」という。）を行ってはならない。

(通報者の探索)

第5条の3 役職員等は、通報者等を特定しようとする行為（以下「通報者の探索」という。）を行ってはならない。

(利益相反関係の排除)

第6条 公益通報対応業務従事者は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

(通報者等の保護)

第7条 機構は、法第3条各号に定める公益通報等をしたことを理由として、当該通報者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 機構は、機構の指揮命令の下に労働する派遣労働者である通報者等が、公益通報等をしたことを理由として、当該通報者等に対し、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第1項に規定する労働者派遣契約の解除、当該通報者等に係る労働者派遣をする事業者派遣労働者の交代を求めることその他不利益な取扱いをしてはならない。

- 3 機構は、範囲外共有及び不利益な取扱いを把握した場合には、当該通報者等に対して適切な救済・回復の措置をとるものとする。

(不正な通報等)

第7条の2 通報者等は、虚偽の通報等や、他人を誹謗中傷する通報等その他の不正な目的の通報等を行ってはならない。

(公益通報の受付)

第8条 公益通報をしようとする役職員等は、別記様式を参考に、氏名、発信年月日、所属、通報対象事実の内容等を記載した書面（電子メール等の電子媒体を含む。）を、公益通報等窓口に提出するものとする。

- 2 公益通報等窓口は、他の機関等に係る通報が到達したときは、当該通報を該当する機関等の公益通報等窓口に戻送するものとする。
- 3 公益通報等窓口は、通報が到達したときは、速やかに当該機関等の長及び公益通報担当理事に報告しなければならない。
- 4 郵送、電子メール等通報者が通報の到達を確認できない方法により通報が行われた場合であつて、通報者が希望する場合は、機構長は通報者に対し通報が到達した旨を速やかに通知するものとする。
- 5 公益通報等窓口は、機構長又は理事が関係する又は関係すると疑われる通報を受け付けた場合は、監事と対応方針を協議するものとする。

(調査)

第9条 機関等の長は、当該通報対象事実の有無及び法令違反行為の有無等について調査を行う。

- 2 前項の調査に当たっては、機関等の長は、公益通報対応業務従事者に調査業務を補助させることができる。
- 3 機構長は、必要があると認めるときは、機関等の長に対し、調査の実施に関する指示を行うほか、自ら調査を行うことができる。この場合は、前項の規定を準用する。
- 4 機構長は、第1項及び前項の調査の実施について、通報者に対し通報到達後20日以内に通知するものとする。
- 5 機構長は、第1項及び第3項に規定する調査を実施しないときは、その理由を前項の通知に付記するものとする。

(機構長等への報告)

第10条 機関等の長は、前条に規定する調査を行ったときは、遅滞なくその結果を機構長及び公益通報担当理事に対し、文書により報告しなければならない。

(是正措置等)

- 第11条 機構長は、調査の結果、法令違反等公益通報違反事実が明らかになった場合は、速やかに是正措置及び再発防止策（以下「是正措置等」という。）を講じるものとする。
- 2 機構長は、通報者が希望するときは、調査結果及び是正措置等の内容について、被通報者及び当該調査の協力者のプライバシー等に配慮し、適切な方法により遅滞なく通知するものとする。

(監事への回送)

第12条 機構長は、第8条第4項、第9条第4項及び第11条第2項に規定する通知を行ったとき並びに第10条に規定する報告を受けたとき及び第9条第3項に規定する調査を行ったときは、速やかに監事に当該内容を通知するものとする。

(フォローアップ)

第13条 機構長は、公益通報処理終了後、法令違反等が再発していないかどうか、是正措置等が十分に機能しているかどうかを定期的に確認するとともに、必要があると認めるときは、通報処理の仕組みを改善し、新たな是正措置等を講じるよう努めなければならない。

2 前項の確認においては、公益通報者が公益通報をしたことを理由とした不利益な取扱い等を受けていないかについても調査するものとする。

(匿名による通報)

第14条 公益通報等窓口は、匿名による通報に接した場合は、当該内容を当該機関等の長及び公益通報担当理事に報告するものとする。

2 機構長又は機関等の長は、前項の通報内容について、当該通報者に対して事実確認を行うことが可能であるときは調査を行うものとし、調査の結果必要があると認めるときは、是正措置等を講じるものとする。

(懲戒等)

第15条 機構は、次の事項に該当した者に対して就業規則等に従い処分を課すことができる。

- 一 第5条第1項の規定に反して秘密を漏らした公益通報対応業務従事者
- 二 第5条の2に規定する範囲外共有を行った役職員等
- 三 第5条の3に規定する通報者の探索を行った役職員等
- 四 第7条第1項及び第2項に規定する不利益な取り扱いを行った役職員等
- 五 第7条の2に規定する不正な目的の通報等を行った通報者等

(仕組みの周知)

第16条 機構は、公益通報の処理の仕組みや法令遵守の重要性について、役職員等に十分周知するものとする。

2 機構は、公益通報対応業務従事者に対し、業務の適切な遂行に資する研修を行うものとする。

3 機構は、個人情報等の保護に配慮した上で、公益通報等窓口の運用実績について、役職員に対して周知するものとする。

(対応体制の改善)

第17条 機構長は、公益通報対応体制について、評価・点検を実施し、必要に応じて公益通報対応体制の改善を行うものとする。

(補則)

第18条 この規程に定めるもののほか、通報者等の保護に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 7 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 11 月 24 日改正）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 10 月 23 日改正）

この規程は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。

別表 公益通報等窓口（第 4 条・第 4 条の 2 関係）

機関等	公益通報等窓口	担当係
共創戦略統括本部 事務局 監査室 内部統制推進室 情報基盤推進室 基金事業室	事務局総務課	総務係
国立天文台 アストロバイオロジーセンター	事務部総務課	総務係
核融合科学研究所	管理部総務企画課	総務係
基礎生物学研究所 生理学研究所 分子科学研究所 生命創成探究センター （岡崎 3 機関共通の研究施設及び組織等を含む。）	岡崎統合事務センター総務課	企画評価係

別紙様式（第8条関係）

公 益 通 報 届

自然科学研究機構長 宛

所属
職氏名

1. 通報年月日： 年 月 日
2. 通報対象事実：（いつ，どこで，何が，を分かる範囲で記載してください。）

3. 通報対象事実を知るに至った理由：（どのように通報対象事実を知ったかを記載してください。）

4. 通報者への通知の希望の有無：（次の該当する□にチェックしてください。）
☐ 通報の到達，機構の対応結果等規程に基づく通知をすべて希望
☐ 通報の到達のみ通知を希望
☐ 通知は不要
5. その他：（上記の他に何かありましたら記載してください。）

以下は，通報処理担当者記入用

- ・ 通報の到達： 年 月 日（ ） 時 対応者
- ・ 通報者に対する通報到達の通知： 年 月 日（ ） 処理者
- ・ 調査の実施の有無に関する通知： 年 月 日（ ） 処理者
- ・ 調査結果に関する通知： 年 月 日（ ） 処理者
- ・ 是正措置に関する通知： 年 月 日（ ） 処理者